

日本共産党 川棚支部

町・町・町 町町町・
電話(八三)二三九八

しんぶん
赤旗
日刊●月2,900円
日曜版●月800円

介護保険制度改善の取り組みを

久保田かずえ町議が三月議会で一般質問

二〇〇九年三月町議会の一般質問で久保田かずえ町議は介護保険制度改善の取り組みなど質問しました。

居住地が違うことだけで、給付が認められないのは問題であり在宅での介護が厳しい問題も起きてくる。給付を認めるべきだと思っ

久保田かずえ町議

訪問介護・福祉用具など必要なサービスを利用する場合川棚町では同一町内に住んでいても、住所と居住地が異なると介護保険の給付が受けられず一〇割負担となります。



久保田かずえ町議
厚生労働省・介護保険課に問い合わせた。
介護保険は、日本に住所を有する者で六十五才以上の方
市町村に保険料を納めサービス

町長

被保険者が市町村の区域内で住所を変更した時は、十四日以内に転居届けをしなければならぬと
なっている。
訪問介護サービス等は被保険者の住所地でサービスを受けるのが原則。

久保田かずえ町議

厚生労働省・介護保険課に問い合わせた。

介護保険は、日本に住所を有する者で六十五才以上の方
市町村に保険料を納めサービス

を提供するので、市町村が違う時は、住所を移した方がよい。同じ市町村の中なら、居住地が違うことだけで給付が認められないのはおかしい。
県も、一律にはできないものではないと回答。県内の多くの自治体も、住民票が置いてあれば要介護の場合、何の問題もない、と言っていることだ。



町長

県下でも各市町村で対応が違うようだ。川棚町は建前を言っているかもしれない。

制度の中で多くの方にサービスをしていきたい。例外的なものばかり求められれば対応できかねるが、何とかできるものなら相談してほしい。

久保田かずえ町議

よそができて何故川棚町ができないのか。国が認めている考え方に立てないのか。

参事

住所地と居住地が異なる場合、短期は認めているケースもある。長期は、本人の事情を相談してもらった中で負担にならないよう状況を作っていくければよいと思う

久保田かずえ町議

家族を介護する人たちには悩みや苦勞を一身に抱えている人が少なくない。介護にはゴールがない。時間も限りがない。

この方たちの支援を充実させるべき。

町長

疾病等により介護が必要になれば、本人はもちろんのこと家族の負担も大変なものがある。町としても地域支援事業のなかで家族介護者を支援するための事業を取り組んでいる。

久保田かずえ町議

町からの委託で外出支援サービスがある。一般の交通機関

を利用することが困難な六十五才以上の方等が対象です。しかし、役場の就業時間内での利用しかできず支障をきたしている。サービスの充実の考えはないか。

町長

本サービスは、平成十二年から実施しており利用時間は、毎週月曜から金曜までの午前十時から午後三時までの間。利用料は九十分未満が三千六百円、利用者はその二割を負担する。

現在、寝たきりや寝たきりに近い方、車椅子利用者を中心に利用があっている。

時間外の利用については難しく、現行のとおりとする考え。



デイサービスを行っている社会福祉協議会の玄関

